

# 第 6 回農業委員会総会議事録

平成 2 7 年 6 月 5 日 ( 金 )

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

## 議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第19号から第21号)  
日程第4 議事(議案第19号から第22号)

### 委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

### 出 席 委 員 ( 2 3 人 )

1 番	若林 俊明	2 番	横山 實
3 番	森田 啓介	4 番	松山 宗則
5 番	舟木 康眞	6 番	永森 薫
7 番	明石 茂	8 番	前田 進
9 番	土合 正夫	10 番	城石美枝子
11 番	山谷 孝芳	12 番	村上 利之
13 番	前田 光春	15 番	水元 睦雄
16 番	石庭 文男	17 番	川西喜一郎
19 番	杉本 周平	20 番	堀 清範
21 番	堀 正	22 番	石井 寿男
23 番	前花 敏子	24 番	竹島 信義
25 番	佐伯 瑞穂		

### 欠 席 委 員 ( 2 人 )

14 番 熊西 忠治 18 番 山下 隆之

### 議事日程

- 第1 議事録署名人の指名  
第2 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第21号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について

- 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 21 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について  
議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局  
事務局長 坂木 猛 庶務係長 堀 修二  
主任 田中 良仁

射水市農林水産課  
農政係長 遠藤 修 主任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 6 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「15 番 水元委員」「16 番 石庭委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。  
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

（報告第 19 号の説明）

議長（舟木会長）

報告第 19 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について  
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了承をお願いします。

（報告第 20 号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理  
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第21号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第21号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第19号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。

今回は3件ございます。

【議案第19号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1番から3番についてはすべて経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。  
議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。  
よって、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第20号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書5ページの議案第20号をご覧ください。  
今月の農地法第5条の許可申請は6件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第20号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は地中送電線路用地としての転用申請です。
- 2 番は自己用住宅の転用申請です。
- 3 番は農家分家住宅の転用申請です。
- 4 番は分家住宅敷地の転用申請です。
- 5 番は駐車場兼資材置場の転用申請です。
- 6 番はコンビニエンスストア駐車場の転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番の件について 7 番明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案第 20 号の 1 番について説明します。

譲受人は電力業を営む法人です。

この度、発電所の増設に伴い 変電所への送電容量が足りないため、増強工事が必要となりました。架空送電線を検討しましたがこの区域は送電線が密集しており、また新たな鉄塔敷地の買収に長期間の交渉が必要となることが予想されるため今回、地中送電線での供給として申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番の件について横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第 20 号の 2 番について説明します。

譲受人は 市内の市営住宅に生活しています。

平成 14 年に結婚し、現在親子 4 人で生活しています。今後、子供の成長に伴い、市営住宅では手狭になってきています。

申請地は近くに保育園や小学校があり実家も近いことから安心して子供を育てられる環境にあり、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3 番の件について明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案第 20 号の 3 番について説明します。

譲受人は 地内に両親と同居する長男です。  
現在は、両親と祖母、配偶者と子供4人合計9人で生活しています。  
子供も小学生となり、現在の住宅では子供たちの部屋の確保もままならない状態となっています。

家族で検討したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家に隣接する所有の田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番の件について若林委員より説明をお願いします。

若林委員

議案第20号の4番について説明します。

譲受人は 地内に両親と同居する長男です。

現在は、夫婦、子供1人、父、母、祖母の合計6人で生活しています。

本年、子供も生まれ現在の住宅では手狭となってきています。

家族で検討したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家に隣接する所有の田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番の件について永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第20号の5番について説明します。

譲受人は橋梁鉄骨の運送を主体に建設重機の運搬を行っている法人です。本社は 市にあり、当事業所は 営業所となります。

当営業所はセミトレーラー14台を有しておりますが旋回地に大きな面積を要し、最近では本社のトレーラー荷台を預かり駐車させることが多いため旋回場が狭くなり、従業員の車を移動させなければいけない状況となっています。

このようなことから、一刻も早く敷地を拡張し、作業の効率化と周辺での事故の危険性を回避したいと考えております。

今回の転用による、近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6番の件について城石委員より説明をお願いします。



## 城石委員

議案第20号の6番について説明します。

譲受人はコンビニエンスストアの経営をしている法人です。

既存店舗は平成9年より営業を行っており売上が好調であります。

線に面しており、交通量の多い場所であり、現在の駐車台数では不足しており、今回の申請地と一体利用することにより周辺住民の方々への利便性を高めることと安全性も向上することが期待されます。

今回の転用による、近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

## 議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

## 事務局(堀)

議案第20号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的については地中送電線路用地で土地収用法該当事業であることから、やむを得ないと考えます。

2番については、申請地が市街化傾向区域であることから、これを2種農地と判断します。転用目的は自己用住宅であり、集落との接続要件も満たしており、規模、必要性からも問題ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は農家分家住宅で、集落との接続要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

4番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的については農家分家住宅であり、集落との接続要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

5番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は駐車場兼資材置場で、集落との接続要件も満たしており、地元自治会及び生産組合の同意も得られていることからやむを得ないと判断します。

6番については、申請地が公共施設整備済区域であることから、これを3種農地と判断します。転用目的はコンビニエンスストア駐車場であり、規模、必要性からも問題ないと判断します。

## 議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

堀（正）委員

1番の地中送電線は、深さはどれくらいですか。また何ボルトの電流が流れるんですか。

事務局(堀)

深さは、地上から80cmの位置です。電流は66,000ボルトです。

堀（正）委員

わかりました。

議長（舟木会長）

ほかに質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第20号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第21号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第21号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局(安元)

議案書6ページご覧ください。

議案書に基づき説明いたします。

【議案書と資料をもとに朗読】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の調査結果の報告ですが山下委員が欠席のため、1番から13番について、事務局よりお願いします。

事務局（堀）

さる5月18日に舟木会長、山下委員とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

今回調査した対象農地は、そのほとんどが杉の竹、笹の生い茂る森林状態となっており、人力や農業用機械では耕起や整地のできない状態でした。このような状況から判断して農地に復元をすることは著しく困難であると考えます。

議長（舟木会長）

以上、事務局より現地確認調査の結果報告をいただきました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第21号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第21号については、農地に該当しないと判断し、土地所有者あてに「非農地通知」を送付することに可決されました。

（議案第22号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第22号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案3件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第22号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第22号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第6回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時00分

## その他報告事項

### 農業委員会視察研修会について

日 時 平成27年6月23日(火)～24日(水)  
視察先 岐阜県高山市 (株)和仁農園  
集合時間 布目庁舎 午前8時30分  
小杉庁舎 午前8時45分 時間厳守

### 富山県農業施策に関する政策提案活動について

\* 7月総会時に提出をお願いします。

### 農業委員会の適正な事務実施について

#### 次回開催場所と時刻について

- ・ 総会開催日 7月6日(月)午後2時から  
射水市役所布目庁舎301号室

議 長 舟木 康真

署名委員 水元 睦雄

署名委員 石庭 文男

第六回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十七年六月十日  
至 平成二十七年六月三十日